

1 地域保健福祉推進事業

〔現況及び施策の方向〕

合併により県内の市町村は23市町に再編されるとともに、地方分権の推進により住民に身近な保健福祉サービスの市町への権限移譲がより一層進められるなど、地域保健福祉を巡る情勢は大きく変化している。

こうした保健福祉サービス提供システムや行政システムの変革の動きに対応し、地域の実情に即した「保健と福祉の地域づくり」を推進するため、広域的・専門的な技術拠点である厚生環境事務所・保健所の地域支援機能の強化及び職員の資質の向上を図る。

〔事業の内容〕

地域保健福祉調査研究システム改善事業

厚生環境事務所・保健所における調査研究の活性化と地域課題に即した効果的・効率的な調査研究の推進により、地域支援機能の強化と職員の資質の向上を図る。